

実務解説1

東証の市場区分再編も踏まえた 改訂版CGコードへの 対応スケジュール

西村あさひ法律事務所
弁護士 ニューヨーク州弁護士

森本 大介

西村あさひ法律事務所
弁護士

安井

桂大

その内容について「コンプライ・オア・エクスペレイン」が直接求められるものではないが、上場会社においては、コードの各原則を実施する場合、各原則が求める開示を行う場合を含む⁽¹⁾や、実施しない理由の説明を行う場合⁽²⁾に、その趣旨を踏まえることが期待されている(前文)。この点、対話ガイドラインは、コーポレートガバナンス・コードのみならずスチュワードシップ・コードの附属文書としての性質も有しているため、機関投資家や上場会社との対話等に際して参照することもあわせて期待されている点に、留意を要する。

(2) 2018年のコード改訂および対話ガイドラインの策定については、田原泰雅「渡邊浩司」染谷浩史「安井桂大」コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の解説「旬刊商事法務」2171号(2018年4月)、森本大介「澤田文彦」CGコード改訂案と対話ガイドライン案のポイント「本誌」2018年5月10日・20日号(No.151)26頁参照。

【この章のエッセンス】

●上場会社においては、改訂版コードへの対応として、本年12月30日までに、一般のコード改訂に沿ったCG報告書を提出することが求められる。

●プライム市場への上場を想定している上場会社においては、プライム市場上場会社のみ適用される特則への対応についても、並行して準備することが必要である。

はじめに

本年6月11日、(株)東京証券取引所(以下、「東証」という)をはじめとする全国の証券取引所において、コー

ポレートガバナンス・コードの改訂版(以下、同コードを「コード」、改訂版を「改訂版コード」という)が、また、金融庁において、投資家と企業の対話ガイドライン⁽¹⁾の改訂版(以下、「改訂版対話ガイドライン」という)が、それぞれ公表され、同日から適用が開始された。

今般の各改訂は、金融庁・東証に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(座長：神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)において取りまとめられた「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」と題する提言(以下、「改訂提言」という)を受けて、2018年6月のコード改

訂および投資家と企業の対話ガイドラインの策定⁽²⁾以来、3年ぶりに実施されたものである。今般のコード改訂においては、計11の原則・補充原則に修正が加えられ、また、5つの補充原則が新設された。

本実務解説では、東証の市場区分再編も踏まえた改訂版コードへの対応スケジュールを整理したうえで、今般の各改訂の内容および実務対応上のポイントについて解説する。なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの私見であり、筆者らが過去または現在において所属するいかなる組織の見解を示すものではないことを、念のため付言しておく。

(1) 対話ガイドラインは、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの附属文書として位置づけられているものであり、

対応スケジュール

(1) 新市場区分への移行スケジュールと改訂版コードの適用開始時期

今般のコードの改訂は、2022年4月に予定されている東証の市場区分再編⁽³⁾と関連づけて実施されており、改訂版コードへの対応スケジュールも、新市場区分への移行スケジュールを念頭に置きながら検討する必要がある(次頁図表2)。

各上場会社においては、本年9月1日から12月30日までに、移行日に所属する市場区分として、スタンダード市場、プライム市場またはダブローズ市場のいずれかの市場区分を選択し、その旨を東証に申請する必